

政令第 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二條第七項及び第八項、第四十七條第一項ただし書並びに第九十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。

十三 携帯液化石油ガス用バーナー（液化石油ガスを充填した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のもの及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。）

別表第二第七号の次に次の一号を加える。

八 携帯液化石油ガス用バーナー（液化石油ガスを充填した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のもの及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。）

五年

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年二月六日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第二第八号に掲げる特定液化石油ガス器具等（以下この項及び次項において「追加特定液化石油ガス器具等」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、液化石油ガスの保安

の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第三十九条第一項の規定にかかわらず、液石法第四十八条の規定による表示が付されていない追加特定液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

3 追加特定液化石油ガス器具等に係る液石法第四十七条第一項の登録について液石法第五十一条第一項の規定による申請をしようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。

4 前項の規定による申請をした者は、液石法第四十七条第一項の登録を受ける前においても、液石法第五十七条（液石法第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、業務規程を届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、当該登録を受けた時に、液石法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

理由

特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等及び特定液化石油ガス器具等として追加する等の必要があるからである。